

平成22年度 地方分権振興交付金報告書



平成24年3月

総務省自治行政局行政課

目 次

はじめに	2
I 地方自治法施行60周年記念式典の開催	3
II 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等	4
III 地方分権振興交付金の創設	14
IV 平成22年度地方分権振興交付金報告書	15
1. 高知県	17
2. 岐阜県	23
3. 福井県	29
4. 愛知県	35
5. 青森県	41
6. 佐賀県	47
V 参考資料	51
・地方分権振興交付金交付要綱	53

はじめに

地方自治法が施行されて60周年に当たる平成19年に、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主主義の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。こうした中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の推進を図るため、地方自治法施行60周年記念貨幣を概ね10年間にわたって発行することとした。

各年度の発行団体については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の検討結果を踏まえて決定され、既に発行された団体を含め、平成24年3月現在、平成24年度前半発行分までの22団体の図柄が決定されており、各団体の創意工夫を活かしながら、地域の美しい風物や重要なイベントを織り込んだ図柄となっている。

総務省では、記念貨幣の発行を契機に、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とし、記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する地方分権振興交付金を創設し、3,500万円を上限として当該団体の事業を支援するために予算措置を行った。

当報告書は、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行概要、地方分権振興交付金の交付概要、平成22年度に発行した6県の報告書及び平成23年度以降の発行概要等を取りまとめたものである。

I 地方自治法施行60周年記念式典の開催

【趣旨】

平成19年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年である。このような大きな節目の年にあたり、国民挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、記念式典を挙行し、あわせて地方自治に関する功労者の表彰等を実施。

【日程】 平成19年11月20日(火) 11時

【場所】 東京国際フォーラム

【式典のはこび】

天皇皇后両陛下御臨席	
国歌吹奏	東京消防庁音楽隊
開式の辞	総務副大臣
式辞	総務大臣
地方自治功労者表彰	総務大臣
天皇陛下おことば	
祝辞	内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 最高裁判所長官
決意表明	地方公共団体代表者
閉式の辞	総務副大臣
天皇皇后両陛下御退席	

【地方自治法施行60周年記念事業の概要】

(政府)

- ・ 地方自治法施行60周年記念式典
- ・ 地方自治功労者表彰(地方公共団体の議会の議員、職員及び民間人)等

(地方公共団体)

- ・ 各種記念行事の開催
- ・ 広報等への掲載

(関係団体)

- ・ 記念シンポジウム、記念セミナーの開催等
- ・ 記念宝くじの発売
- ・ 各種雑誌の特集号の編集

Ⅱ 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等

【基本的な方針】

記念貨幣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条第2項に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされ、これまでの対象事業の記念性・過去の発行例等を勘案の上、発行を決定した。

(参考) これまでの記念貨幣の発行例を類型化

1. 皇室の御慶事に関するもの(御在位10年、50年、60年、御即位、御成婚)
2. 国際的行事に関するもの(オリンピック、国際博覧会、アジア大会、W杯大会)
3. 国家の構造、主権に関するもの(内閣制度100周年、裁判所制度100周年等)
4. 国家的プロジェクトに関するもの(青函トンネル、瀬戸大橋、関西国際空港等)

【目的】

昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる本年、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の進展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主主義の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われている中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の推進を図るため、今後概ね10年間にわたって各都道府県のデザインした図柄により発行するもの。

【発行団体等の決定】

平成20年度以降の発行団体等については、財務省に設置された地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合により検討することとされ、概ね以下のとおり決定された。

(参考：平成19年12月18日(火)会合資料より)

1. 発行時期

- ・平成20年夏以降、原則として平成28年までの間、年5～6都道府県ずつ、47都道府県について発行
- ・プレミアム型は、原則として年5～6回に分けて、順次発行
- ・引換型は、原則として年2回に分けて、順次発行

2. 発行順序

- ・サミット等のような重要な国際会議に代表されるように、それぞれの地域における国際的、歴史的に重要な行事と連携するものを優先させる。
- ・風物・史跡や歴史をテーマとする場合については、例えば世界遺産等国际機関からの指定・認定の前後のものや、関連する歴史的行事の開催などと連携するものを優先させる。
- ・上記の行事には、国内で毎年開催されるものは含めない。
- ・21年度以降の発行順序については上記の考えに基づき決定し、調整が必要な場合には、「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」メンバーから構成される小会合(以下、「小会合」という。)にて検討を行う。

※ その後、各年ごとの発行団体数は、全国知事会、財務省、造幣局との協議により、年6～7都道府県ずつ発行することとなった。

【発行団体及び発行予定団体とそのデザイン】

- ・財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する小会合」での検討をふまえ、財務省において、これまでに平成25年度前半の発行団体までが決定されている(別添参照)。

発行団体及び発行予定団体 ①

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H20年度	H20.1.16 第2回本会合	H20.1.16	北海道：洞爺湖サミット	H20.5.13
			京都府：源氏物語千年紀	
			島根県：石見銀山世界遺産登録	
H21年度前半	H20.6.6～18 第1回小会合	H20.6.24	新潟県：特別天然記念物「トキ」放鳥	H20.12.5
			長野県：日本アルプスや国宝善光寺などの豊かな自然と文化	
H21年度後半	H20.9.3 第2回小会合	H20.9.19	茨城県：科学技術創造立県	H21.6.5
			奈良県：平城遷都1300年祭	
H22年度前半	H21.2.4 第3回小会合	H21.2.26	高知県：坂本竜馬と太平洋～時代を切り拓いた土佐人とその風土	H21.12.8
			岐阜県：長良川の鵜飼	
			福井県：アジアの恐竜研究拠点	
			愛知県：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	
H22年度後半	H21.11.13 第4回小会合	H21.11.24	青森県：りんごとねぶた(ねぶた)、三内丸山遺跡等	H22.6.18
			佐賀県：佐賀県を代表する人物である大隈重信侯とその功績	
			富山県：「立山・黒部」の自然と人間の関わり ～信仰・砂防・発電・観光～	
H23年度前半			鳥取県：鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観	H22.10.8
			熊本県：阿蘇	

発行団体及び発行予定団体 ②

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H23年度後半	H22.9.16～28 第5回小会合	H22.10.8	滋賀県：マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖	H23.5.24
			岩手県：平泉の文化遺産	
H24年度前半			秋田県：白瀬中尉の南極探検100周年	H23.10.7
			沖縄県：沖縄復帰40周年	
			神奈川県：武家の古都・鎌倉	
H24年度後半	H23.5.2～H23.6.6 第3回本会合	H23.6.10	宮崎県：宮崎県庁本館の景観重要建造物指定	未決定
			栃木県：とちぎの魅力 豊かな自然・文化・歴史	
			兵庫県：コウノトリ	
H25年度前半			大分県：八幡宮総本社宇佐神宮と大偉業を果たした相撲の達人	未決定
			宮城県：慶長遣欧使節派遣400周年	
			群馬県：富岡製糸場と絹産業遺産群	
			広島県：ひろしまの魅力を発信する観光資源	

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成20年度発行分)

額面	各都道府県共通(裏面)	北海道	京都府	島根県
千 円				
	雪月花 発行枚数	洞爺湖とタンチョウ 10万枚	国宝「源氏物語絵巻」酒木 三(部分) 10万枚	おとしおさめちよらぎん ぼたん 御取納丁銀と牡丹 10万枚
	販売時期	平成20年7月	平成20年10月	平成20年12月
五百円				
	古銭のイメージ 発行枚数	洞爺湖と北海道庁旧日本庁舎 210万枚	国宝「源氏物語絵巻」酒木 二(部分) 205万枚	どうたく 銅鐸とその文様・絵画 197万枚
	引換時期	平成20年12月10日(水)(3道府県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成21年度発行分)

額面	長野県	新潟県	茨城県	奈良県
千円				
発行枚数	上高地 10万枚	トキと佐渡島 10万枚	H-IIロケットと筑波山 10万枚	大極殿正殿と桜と蹴鞠 10万枚
販売時期	平成21年5月	平成21年7月	平成21年10月	平成21年12月
五百円				
発行枚数	善光寺と牛 183万枚	トキと棚田 184万枚	借楽園と梅 187万枚	遣唐使船 180万枚
引換時期	平成21年7月15日(水)(2県同時)	平成21年7月15日(水)(2県同時)	平成22年1月20日(水)(2県同時)	平成22年1月20日(水)(2県同時)

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度前半発行分)

額面	高知県	岐阜県	福井県
千円			
発行枚数	坂本龍馬と桂浜 10万枚	長良川の鵜飼 10万枚	恐竜と東尋坊 10万枚
販売時期	平成22年3月	平成22年4月	平成22年6月
五百円			
発行枚数	坂本龍馬 196万枚	白川郷とれんげ草 186万枚	恐竜 183万枚
引換時期	平成22年7月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度後半発行分)

額面	愛知県	青森県	佐賀県
千円	 <p>金鱈とカキツバタと渥美半島 あつみ 10万枚</p>	 <p>ねぶた・ねぶたととりご 10万枚</p>	 <p>大隈重信と伊万里・有田焼 10万枚</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成22年8月	平成22年10月	平成22年11月
五百円	 <p>愛知県庁本庁舎とカキツバタ 195万枚</p>	 <p>三内丸山遺跡と土偶 さんないまるやま 190万枚</p>	 <p>大隈重信と佐賀錦・鹿島錦 191万枚</p>
発行枚数	195万枚	190万枚	191万枚
引換時期	平成23年1月19日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度前半発行分)

額面	富山県	鳥取県	熊本県
千円	 <p>富山県 海越しの立山 連峰 10万枚 平成23年5月</p>	 <p>鳥取県 鳥取砂丘と山陰海岸 10万枚 平成23年6月</p>	 <p>熊本県 阿蘇 10万枚 平成23年7月</p>
五百円	 <p>富山県 おわら 風の盆 180万枚</p>	 <p>鳥取県 三徳山 三佛寺 投入堂 177万枚</p>	 <p>熊本県 熊本城 187万枚</p>
発行枚数			
引換時期	平成23年7月20日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度後半発行分)

額面	滋賀県	岩手県	秋田県
千円	 <p>琵琶湖とカイツブリと浮御堂</p>	 <p>中尊寺金色堂と中尊寺ハスと毛越寺浄土庭園</p>	 <p>白瀬蘆となまはげ</p>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成23年8月	平成23年10月	平成23年11月
五百円	 <p>ビワコオオナマズとニゴロブナ</p>	 <p>中尊寺金色堂新覆堂と毛越寺曲水の宴</p>	 <p>白瀬蘆と竿燈</p>
発行枚数	177万枚	179万枚	174万枚
引換時期	平成24年1月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度前半発行分)

額面	沖縄県	神奈川県	宮崎県
千円			
発行枚数	10万枚	鶴岡八幡宮と流鏑馬 10万枚	宮崎県庁本館と高千穂の夜神楽 10万枚
販売予定時期	平成24年3月頃	平成24年5月頃	平成24年6月頃
五百円			
発行枚数	—	鎌倉大仏 —	宮崎県庁本館 —
引換予定時期	平成24年7月頃(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

Ⅲ 地方分権振興交付金の創設

【施策の概要】

地方分権、地域活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から概ね10年間にわたって、「地方自治法施行60周年記念貨幣」を各都道府県がデザインした47都道府県ごとの図柄により、順次発行することとされた。

これに伴い、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、「地方分権振興交付金」を創設したところであり、貨幣の発行年度に合わせて交付するものである。

【交付金の内容】

(1) 交付対象

「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県

(2) 交付金額

1団体あたり3,500万円を上限とし発行実績に応じて交付

(3) 対象事業

- ・ 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- ・ その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

【予算額の推移】

平成20年度	105百万円
平成21年度	140百万円
平成22年度	210百万円
平成23年度	210百万円
(平成24年度	210百万円)

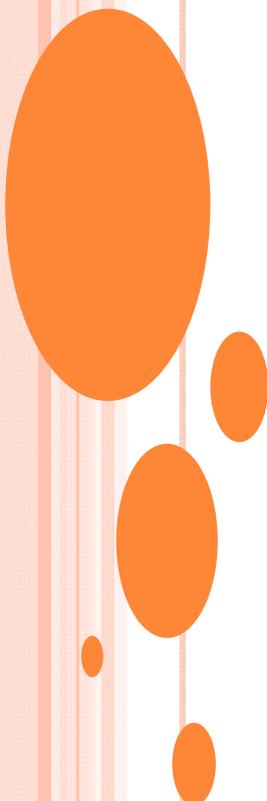
(参考：発行団体数)

平成20年度	3団体	(北海道 京都府 島根県)
平成21年度	4団体	(長野県 新潟県 茨城県 奈良県)
平成22年度	6団体	(高知県 岐阜県 福井県 愛知県 青森県 佐賀県)
平成23年度	6団体	(富山県 鳥取県 熊本県 滋賀県 岩手県 秋田県)
平成24年度	6団体	(沖縄県 神奈川県 宮崎県 栃木県 兵庫県 大分県 を予定)

IV 平成22年度 地方分権振興交付金 報告書

- 1. 高 知 県**
- 2. 岐 阜 県**
- 3. 福 井 県**
- 4. 愛 知 県**
- 5. 青 森 県**
- 6. 佐 賀 県**

1. 高知県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円貨幣	
表面	裏面	表面	裏面
			
表面:「坂本龍馬」と「桂浜」 裏面:「雪」「月」「花」をイメージ(各都道府県共通)		表面:「坂本龍馬」 裏面:「古銭」をイメージ(各都道府県共通)	

【図柄コンセプト】

高知県の記念貨幣は、大河ドラマ「龍馬伝」の放送や本県の魅力を全国に発信する観光イベント「土佐・龍馬であい博」の開催に合わせて発行されることとなり、本県のより一層のイメージアップや交流人口の拡大など地域の活性化につなげるため、県民からのテーマ募集や有識者等による検討会をもとに、全国的に絶大な人気と群を抜いた知名度を誇る「坂本龍馬」の肖像と、本県を代表する景勝地であり、龍馬との関わりも深い「桂浜」を素材として国に提案。造幣局主催のデザイン検討会の意見を踏まえて最終的な図柄が決定。

◎坂本龍馬

江戸時代末期の動乱の中で、薩長同盟や大政奉還などに奔走するとともに、亀山社中を組織し外国との貿易にも傾注した、幕末の志士。

◎桂浜

高知県を代表する景勝地。坂本龍馬の銅像が太平洋を望んで立ち、黒潮踊る太平洋に面した浜は、月の名所としても名高い。

関連する行事の開催等概要

○土佐・龍馬であい博

NHK大河ドラマ「龍馬伝」の放送に合わせ、平成22年1月16日～平成23年1月10日まで、「土佐・龍馬であい博」を開催。

坂本龍馬、岩崎弥太郎、ジョン万次郎それぞれの縁の地に4つの社中(パビリオン)を設けて、龍馬をはじめとする幕末の偉人を輩出した高知県の歴史と文化、豊かな自然や食など、本県の魅力を全国に発信することで、観光客の誘致促進及び本県経済の活性化を図った。

また、県内各地域の観光政策を支援するとともに、地域の資源を生かした滞在型・体験型観光の推進や、観光客の県内周遊の仕組み作りに取り組んだ。



●主なイベント(共催含む)

- ・幕末維新の土佐「志の時代展」(H22.1～H23.3)
- ・4社中スタンプラリー(H22.1.16～H23.1.10)
- ・書家紫舟作品展とワークショップ(H22.4.13～H22.5.1)
- ・高知まるごとビンゴdeラリー！(H22.7.17～H23.1.10)
- ・幕末ゆめ道場「幕末維新の土佐」～博物館学芸員巡回講座～(H22.7.24～H22.12.11)
- ・お龍 真木よう子写真展(H22.10.2～H22.10.11)
- ・キャンドルナイト2010土佐ゆめ灯り(H22.11.20～H22.12.25)



高知・龍馬ろまん社中



安芸・岩崎弥太郎
ころざし社中



ゆずはら・維新の道
社中



土佐清水・ジョン万次郎
くろしお社中

4社中に92万4,903人入館

交付金事業概要

○事業概要

1 概要(実績)

金額 35,000千円

主な内容 土佐・龍馬であい博開催費のうち広報事業費
(「土佐・龍馬であい博推進協議会」への補助金)

2 実施期間

平成22年4月1日～平成23年3月29日

3 事業の具体的実施状況

大河ドラマ「龍馬伝」の放送に合わせ、「土佐・龍馬であい博」を開催。観光PRキャラバンやガイドブックの作成、高速バスのラッピングをはじめとする企業等と連携した広報など、県内外への積極的な広報活動により、本県の魅力を全国に発信した。

また、県内4カ所に設けたパビリオンから県内各地を周遊するための企画などを実施し、滞在型・体験型観光の推進に取り組んだ。

【土佐・龍馬であい博】

実施主体:土佐・龍馬であい博推進協議会(H23.1.11～龍馬ふるさと博推進協議会)

開催期間:平成22年1月16日～平成23年1月10日

□4社中から広げる県内各地への旅巡り

公式ガイドブック発行
【5版/65万部】



トサコレ! 発行
【123プラン/69万部】

4社中スタンプラリー実施

【応募者数 8,214人

1～3月 619人、4～6月 1,374人、
7～9月 2,059人、10～1月 4,162人】



高知まるごと
ピンゴdeラリー! 実施
【応募口数(応募者数) 814口(429人)】

□企業とタイアップした広報活動



多くの企業等のご協力により様々な形で広報活動を展開

- (例)・ラッピングバス、ラッピングジェット、ラッピング列車の運行
- ・タクシーや営業車でのPR
- ・龍馬関連本の帯を活用したPR
- ・レジ袋、包装用袋、封筒、名刺へのキャラクターの使用
- ・NEXCO西日本SAにおけるPR
- ・メディア媒体による特集 等

記念貨幣発行事業の効果

○事業の効果

土佐・龍馬であい博の開催により、観光客の誘致促進と高知県経済の活性化を図るとともに、地域の資源を生かした滞在型・体験型観光を促進することで、本県の地域活性化にもつながった。

本県経済への高い波及効果

□大河ドラマ「龍馬伝」による高知県への経済波及効果535億円

※日本銀行高知支店試算額

直接効果 間接効果 経済波及効果計
342億円 193億円 535億円

* 主要旅館・ホテル、観光施設の盛況
* 地域雇用の拡大

□本県を訪れる観光客数の増加

観光施設入込状況調査(観光施設56・龍馬博4会場)

22年1～12月 4,190,055人(対前年比 165.6% +1,659,176人)

*中部(192.4%)を中心に、東部(121.3%)、西部(120.1%)でも増

県内各地の観光地の賑わい

□高知観光情報発信館「とさてらす」に延べ130万人超が入館

集客力のある「高知・龍馬ろまん社中」との併設で、各地域の核となる観光地、施設へ誘導

□地域との協働による県内周遊の仕組みづくり



龍馬の生まれたまち歩き
～土佐っ歩～



坂本龍馬脱藩の郷 橋原
脱藩の道ウォーク



～各会場から
“もう一步”地域へ～

＝体験要素を組み込んだ旅行商品コース化！＝
＝歴史・文化・自然など
普段見かける光景に人との出会いをプラス！＝

本県観光の好感度アップ

□メイン会場アンケート調査(22年6～23年1月)で好評価

また高知に来たいか？ (サンプル数:1,311件)	次回訪れてみたい Best5	次回のお楽しみ Best5
ぜひまた来たい 864件 (65.9%)	第1位 四万十(川)	第1位 グルメ
	第2位 足摺(岬)	第2位 歴史・文化
	第3位 室戸(岬)	第3位 自然
機会があれば来たい 444件 (33.9%)	第4位 よさこい	第4位 祭り・イベント
	第5位 桂浜	第5位 まち歩き

志の時代展
龍馬ふるさと博



□多彩なおもてなしも好評

・桂浜渋滞対策

例年大きな課題であった桂浜の渋滞対策として、22年5月1～5日の5日間、一般車両の桂浜への通行を規制。この結果、渋滞は発生せず。高知競馬場と高知新港に設けた特設駐車場からの観光ガイド付き無料シャトルバスも好評。

・二次交通の充実

観光客の利便性の向上と県内周遊を促すため、関係機関の協力のもと二次交通を充実。

・JR高知駅で40年ぶりに「よさこい」(22年8月10・11日)

・県内ミュージアムの合同企画

県内ミュージアムとのコラボによる企画展「志の時代展」を開催。

・2010年NHK大河ドラマ特別展「龍馬伝」開催期間中(22年7月31日～8月31日)無料シャトルバス運行
特別展の会場 県立歴史民俗資料館と高知・龍馬ろまん社中をつなぐ観光ガイド付き無料シャトルバスを運行し好評。

2. 岐 阜 県



第30回全国豊かな海づくり大会キャラクター
ヤマリン

記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄コンセプト】

平成22年度は、明治23年に鶺鴒匠が宮内省(当時)所属とされ、「長良川の鶺鴒」(岐阜市、関市)が御料鶺鴒として皇室の保護の下に置かれてから120周年となること、また、海なし県である岐阜県において、河川では全国初となる「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」が開催されることから、「長良川の鶺鴒」を基本テーマに図柄コンセプトを提案。

造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、最終的な図柄が決定。

○長良川の鶺鴒(千円銀貨幣)

およそ1,300年の歴史を有し、毎年5月11日から10月15日まで、岐阜市及び関市で行われている、日本で唯一の御料鶺鴒。

長良川の鶺鴒匠は、宮内庁式部職鶺鴒匠とされ、鶺鴒用具一式は、国の重要有形民俗文化財となっている。

○白川郷とれんげ草(五百円貨幣)

岐阜県が誇る世界文化遺産である白川郷合掌造り集落(平成7年登録)、県花であるレンゲ草をデザイン。

関連する行事の開催等概要

第30回全国豊かな海づくり大会の概要

名称 第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～

大会趣旨

「全国豊かな海づくり大会」は、魚や貝などの水産資源の維持培養と、それらの生物が生息する海や湖沼・河川の環境保全に対する意識を高めることを目的に、天皇皇后両陛下をお迎えして開催される国民的行事。

河川での開催は大会史上初めてであり、全国有数の内水面漁業県である本県の水産振興と、平成20年度から取り組む県の重点施策である「水との共生」をテーマに、川上から川下までの森、川、海を一体とした岐阜県の取り組みを全国に発信。

この海づくり大会を通して“清流ぎふ”を強力にアピールし、平成24年の「ぎふ清流国体」につなげていく。

主催 豊かな海づくり大会推進委員会
第30回全国豊かな海づくり大会岐阜県実行委員会

後援 農林水産省、環境省

開催場所 歓迎レセプション 岐阜グランドホテル(岐阜市)
式典行事 関市文化会館(関市)
放流・歓迎行事 関市池尻の長良川河畔
関連行事 県内全市町村(42市町村)
(ふれあい交流行事・サテライト行事)

開催日 歓迎レセプション 平成22年6月12日(土)
式典行事、放流・歓迎行事 平成22年6月13日(日)

参加人数 166,773人
(招待者 3,220人 出演者・スタッフ1,351人 関連行事来場者 162,202人)

大会テーマ
清流が つなぐ未来の 海づくり

大会キャラクター
ヤマリン



ヤマリンの名前は、山(ヤマ)と海(マリ)を表し、頭は豊かな森(山)を、体は清流を、足は豊かな海を表しています。
森・川・海はつながり、一体のものであるということを示しています。

関連行事

○ふれあい交流行事
大会開催となった岐阜市と関市において、水環境保全活動の紹介などを行うふれあい交流行事を開催

○サテライト行事
大会の開催にあわせて県内全市町村において「水を守る」「水を活かす」「水を伝える」をテーマにサテライト行事を開催

交付金事業概要

1. 概要

○第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～放流・歓迎行事の開催

平成22年6月13日(日)関市池尻地内の長良川河畔において、放流・歓迎行事が開催された。

天皇皇后両陛下の御着後、水の恵みに育まれた岐阜県の伝統漁法の小瀬鵜飼を披露した後、和太鼓の演奏に合わせ、9隻の船により回遊旗を披露。

その後、天皇陛下がヤマメを、皇后陛下がウシモツゴをお受け者にお手渡しをされた後、天皇陛下がアユ、カジカを、皇后陛下がアジメドジョウ、アマゴを招待者とともにご放流された。最後に、自然への感謝と誓いを込めて、参加者全員によるカスタネットの合奏を行い、閉会。



小瀬鵜飼の披露



回遊旗の披露



ご放流になる天皇皇后両陛下



カスタネットをたたかれる天皇皇后両陛下

○地方自治法施行60周年記念貨幣発行記念事業

造幣局主催の展示会「造幣局IN岐阜」(場所:岐阜タカシマヤ催会場 期間:平成22年5月7日～5月13日)において、県ブースを設置し、「全国豊かな海づくり大会」PRの他、長良川の鵜飼、飛騨・美濃じまん運動のPRなどを実施。

また、記念貨幣発行を記念したブックマーカーを配布。

2. 事業実施期間

平成22年4月1日～平成23年3月18日

3. 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

○「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」は、下記のような特徴ある大会として、無事終了。

全国初の河川開催

本大会は、河川を舞台に開催した初めての大会で、「豊かな海は、豊かな森と川が育んでいる」ことから、森・川・海のつながりを考える機会に。

環境をテーマとした大会

都道府県大会では初めて環境省の後援を得た大会として、「環境」もテーマとし、「水を守る」「地球を守る」ことをアピール。

県民総参加の大会

森・川・海が一体となった自然環境の保全是、すべての人による取り組みが必要となるが、本大会は、県内全市町村で関連行事を開催し、過去最大級の約17万人の参加を得て開催。

子供たちが主役の大会

豊かな自然環境を次世代に継承するため、自分たちに何ができるかを考える「水の子ども会議」などの成果を踏まえ、子どもたちが主役となって、考え、行動する大会に。

○「造幣局IN岐阜」において、県が進める「飛騨・美濃じまん運動」の一環として、「岐阜の宝もの」を広くPR。



効果

- ・長良川の鶺鴒、「岐阜の宝もの」など、県の地域資源の魅力を全国に向け発信。
→県外から観光客を呼び込み、観光産業を基幹産業に発展させることで地域振興につなげる
- ・「清流の国ぎふ」づくりを一層推進するきっかけに。
→環境保全のみならず、美しい環境を活かした観光など、岐阜県の地域づくりにかかる県民総参加の運動として展開

「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で展開し、自立的な地域づくりを推進

海づくり大会の開催を契機として、県民の清流の保全への気運が高まった。この気運をさらに継続、発展させ、「清流の国ぎふ」づくりとして、清流を「守る」、「活かす」、「伝える」活動を実施。

その一環として、岐阜県では、水に親しむ機会が多くなる7月を「清流月間」と定め、県内各地で約130の運動を実施。

「清流を守る」→県民協働で、清流を守る取り組みを県下各地域で地域の実情に応じて地域主体で実施。

「清流を活かす」→清流の恵みを農林水産業や観光、まちづくりに活かし、地域振興を推進。

「清流を伝える」→「清流の国ぎふ」づくりを岐阜県のアイデンティティとして、未来へ継承。



3. 福井県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣		五百円貨幣	
(表面) 	(裏面) 	(表面) 	(裏面) 
<p>表面は、福井県勝山市で発見された恐竜化石(フクイラプトル)の生体イメージと東尋坊の風景をデザイン。</p> <p>裏面は、日本の四季の代表的な自然美である「雪」「月」「花」をイメージ。</p>		<p>表面は、福井県勝山市で発見された恐竜化石(フクイラプトルとフクイサウルス)の生体イメージをデザイン。</p> <p>裏面は、古銭のイメージ図の中央部に「地方自治」の4文字を配置。</p>	

【図柄のコンセプト】

福井県における記念貨幣は、平成22年7月に県立恐竜博物館開館10周年を迎えることから「アジアの恐竜研究拠点」をテーマとして、福井県勝山市で発掘され、学名が付与されているフクイラプトルとフクイサウルスを提案。造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、最終的な貨幣図柄が決定。

◎フクイラプトル キタダニエンシス(Fukuiraptor kitadaniensis)

カルノサウルス類に属する肉食恐竜。(獣脚類)全長 4.2m(推定)

◎フクイサウルス テトリエンシス(Fukuisaurus tetoriensis)

イグアノドン類に属する草食恐竜。(鳥脚類)全長 4.7m(推定)

フクイラプトルおよびフクイサウルスは、福井県勝山市での発掘調査により約1億2000万年前(中生代白亜期)の地層から骨格一部の化石が出土。分類学的調査研究により、新属新種であることが判明。

◎東尋坊

越前加賀海岸国定公園にする日本海に面した断崖。国の名勝・天然記念物に指定されており、福井県を代表する景勝地。

関連する行事の開催等概要

○福井県立恐竜博物館開館10周年記念特別展

名称 「アジア恐竜時代の幕開け — 巨大恐竜の進化 —」
 会場 福井県立恐竜博物館 特別展示室
 会期 平成22年7月9日(金)～11月7日(日) 122日間



アジアでは初めての公開となる中国産竜脚類エウヘロプスをはじめ、マメンチサウルスの頭骨やルーフェンゴサウルスの非常に保存状態の良い幼体・成体の頭骨など本邦初公開となる標本を中心とした約100点を展示し、われわれの住むアジアではどのように恐竜の進化がおこってきたのか、アジア恐竜時代の始まりの様子を、巨大恐竜の竜脚類を中心に紹介を行った。また、恐竜博物館10年の歩みを合わせて紹介した。

また、今回発行された記念貨幣のうち、五百円バイカラー・クラッド貨幣については、金融機関の窓口以外としては初めて、県の施設での引換えが可能となったことから、記念貨幣デザインの発祥の地となった県立恐竜博物館において、特別展会場付近に記念貨幣引換え所を設け、記念貨幣のPRも実施した。

どのように、恐竜たちは巨大化したのか?

2 巨大恐竜の繁栄
 ジュラ紀になると巨大化した竜脚類が古竜脚類に代わり隆盛をきめました。その代表格がマメンチサウルスです。ジュラ紀前期(1億9900万年前～1億7000万年前)の恐竜たちの頭骨や前肢、後肢を比較し、竜脚類が巨大化した軌跡をたどります。

3 白亜紀、新しい巨大恐竜たち
 多くの巨大恐竜の新種が出現した白亜紀(1億4550万年前～6550万年前)。この時期、日本にも巨大恐竜が出現。中国、東南アジア、アフリカ、日本の竜脚類を見比べながら、個性に富んだ竜脚類の世界を感じて下さい。

どのように、恐竜たちの姿は変化していったのか?

1 白亜紀、新しい巨大恐竜たち
 20世紀初頭、スウェーデン 隆実層により中国のジュラ紀地層の地層から発見された竜脚類の一種です。今回はスウェーデン・ウプサラ大学地質学博物館所蔵の化石の一部と全身骨格の複製を展示。スウェーデン国外では初公開となります。

4 白亜紀、新しい巨大恐竜たち
 2007年に福井県勝山市で発見されて注目を集めた新種の竜脚類フイティタン・ニッパネンシス。
Fukuitan neipanensis 体長 15～20m、マメンチサウルス同様に長い首を持つジュラ紀の巨大恐竜の一種です。頭骨と幼体の全身骨格を展示。

5 アジア恐竜時代のはじまり
 2億年前ごろ、地球で唯一の大陸であった「パンゲア」が徐々に移動・分裂。恐竜たちの一部が今のアジアに移動し、独自の進化を遂げました。古竜脚類ルーフェンゴサウルスなど、アジア竜脚類のルーツを迫る標本展示をご紹介します。

6 アジアに恐竜は出現したのか?

7 アジアに恐竜は出現したのか?

8 アジアに恐竜は出現したのか?

9 アジアに恐竜は出現したのか?

10 アジアに恐竜は出現したのか?

11 アジアに恐竜は出現したのか?

12 巨大恐竜の繁栄

13 巨大恐竜の繁栄

14 巨大恐竜の繁栄

15 巨大恐竜の繁栄

16 巨大恐竜の繁栄

17 巨大恐竜の繁栄

18 巨大恐竜の繁栄

19 巨大恐竜の繁栄

20 巨大恐竜の繁栄

21 巨大恐竜の繁栄

22 巨大恐竜の繁栄

23 巨大恐竜の繁栄

24 巨大恐竜の繁栄

25 巨大恐竜の繁栄

26 巨大恐竜の繁栄

27 巨大恐竜の繁栄

28 巨大恐竜の繁栄

29 巨大恐竜の繁栄

30 巨大恐竜の繁栄

31 巨大恐竜の繁栄

32 巨大恐竜の繁栄

33 巨大恐竜の繁栄

34 巨大恐竜の繁栄

35 巨大恐竜の繁栄

36 巨大恐竜の繁栄

37 巨大恐竜の繁栄

38 巨大恐竜の繁栄

39 巨大恐竜の繁栄

40 巨大恐竜の繁栄

41 巨大恐竜の繁栄

42 巨大恐竜の繁栄

43 巨大恐竜の繁栄

44 巨大恐竜の繁栄

45 巨大恐竜の繁栄

46 巨大恐竜の繁栄

47 巨大恐竜の繁栄

48 巨大恐竜の繁栄

49 巨大恐竜の繁栄

50 巨大恐竜の繁栄

51 巨大恐竜の繁栄

52 巨大恐竜の繁栄

53 巨大恐竜の繁栄

54 巨大恐竜の繁栄

55 巨大恐竜の繁栄

56 巨大恐竜の繁栄

57 巨大恐竜の繁栄

58 巨大恐竜の繁栄

59 巨大恐竜の繁栄

60 巨大恐竜の繁栄

61 巨大恐竜の繁栄

62 巨大恐竜の繁栄

63 巨大恐竜の繁栄

64 巨大恐竜の繁栄

65 巨大恐竜の繁栄

66 巨大恐竜の繁栄

67 巨大恐竜の繁栄

68 巨大恐竜の繁栄

69 巨大恐竜の繁栄

70 巨大恐竜の繁栄

71 巨大恐竜の繁栄

72 巨大恐竜の繁栄

73 巨大恐竜の繁栄

74 巨大恐竜の繁栄

75 巨大恐竜の繁栄

76 巨大恐竜の繁栄

77 巨大恐竜の繁栄

78 巨大恐竜の繁栄

79 巨大恐竜の繁栄

80 巨大恐竜の繁栄

81 巨大恐竜の繁栄

82 巨大恐竜の繁栄

83 巨大恐竜の繁栄

84 巨大恐竜の繁栄

85 巨大恐竜の繁栄

86 巨大恐竜の繁栄

87 巨大恐竜の繁栄

88 巨大恐竜の繁栄

89 巨大恐竜の繁栄

90 巨大恐竜の繁栄

91 巨大恐竜の繁栄

92 巨大恐竜の繁栄

93 巨大恐竜の繁栄

94 巨大恐竜の繁栄

95 巨大恐竜の繁栄

96 巨大恐竜の繁栄

97 巨大恐竜の繁栄

98 巨大恐竜の繁栄

99 巨大恐竜の繁栄

100 巨大恐竜の繁栄

「福井の巨人」公開!

マメンチサウルス・ヤンギ
Mamenchisaurus yangi 体長 15～20m、マメンチサウルス同様に長い首を持つジュラ紀の巨大恐竜の一種です。頭骨と幼体の全身骨格を展示。

エウヘロプス・ツダンスキイ
Euhelopus zdanskyi 体長 15～20m、マメンチサウルス同様に長い首を持つジュラ紀の巨大恐竜の一種です。頭骨と幼体の全身骨格を展示。

ルーフェンゴサウルス・フェレイ
Lufengosaurus huaili 体長 15～20m、マメンチサウルス同様に長い首を持つジュラ紀の巨大恐竜の一種です。頭骨と幼体の全身骨格を展示。

ブラテオサウルス・エンゲルハーティ
Brachiosaurus engelhardti 体長 15～20m、マメンチサウルス同様に長い首を持つジュラ紀の巨大恐竜の一種です。頭骨と幼体の全身骨格を展示。

オモイサウルス・マオイヌス
Omeisaurus maoianus 体長 15～20m、マメンチサウルス同様に長い首を持つジュラ紀の巨大恐竜の一種です。頭骨と幼体の全身骨格を展示。

シュノサウルス・レイ
Shunosaurus lei 体長 15～20m、マメンチサウルス同様に長い首を持つジュラ紀の巨大恐竜の一種です。頭骨と幼体の全身骨格を展示。

交付金事業概要

○「恐竜」を活かした福井ブランドの発信および観光誘客の推進

福井県が誇る「県立恐竜博物館」や「フクイラプトル」、「フクイサウルス」など恐竜の研究成果を福井のトップブランドとして広く全国に発信し、本県ブランド力の向上と観光誘客を図り、「恐竜ブランド」を活かした地域活性化を推進する。

1 概要(実績)

主 な 内 容
<p>○ 都市圏での恐竜出張展示・PR</p> <p>阪急梅田駅構内(大阪市)の1日当たり50万人以上が往来するイベント広場において、10月30日、31日の2日間、福井県で発掘された実物大の恐竜骨格化石2体(フクイラプトル、フクイサウルス)および触れる化石3点などを展示し、専門の研究者による解説を交えながら、映像と解説パネルを用いて解りやすく説明を行い、多くの方に「恐竜王国ふくい」のPRを行った。</p>
<p>○ 恐竜博物館内外でのPR用展示標本の充実</p> <p>子どもに人気の高い恐竜(4種)の骨格レプリカを購入し、館内展示だけでなく、東京タワー特設会場で開催された「大恐竜展 in 東京タワー — 福井県立恐竜博物館コレクション—」などにおいて展示公開することで、情報発信力の高い首都圏等で「恐竜ブランド」を全国に発信していく。</p> <ul style="list-style-type: none">・トリケラトプス成体・ステゴサウルス成体・アナマンタルクス成体・カマラサウルス幼体
<p>○ 誘客促進のための恐竜モニュメント設置</p> <p>越前和紙を使用して製作された和紙恐竜モニュメントを恐竜博物館近くの道路沿いに移設することで、恐竜博物館を訪れる来館者にワクワク感を感じていただくという初期の目的どおり、大勢の通行客の興味、関心を惹いており、新たな写真スポットとしての効果も生じている。</p>

2 事業実施期間

平成22年10月8日～平成23年3月31日

3 交付金額

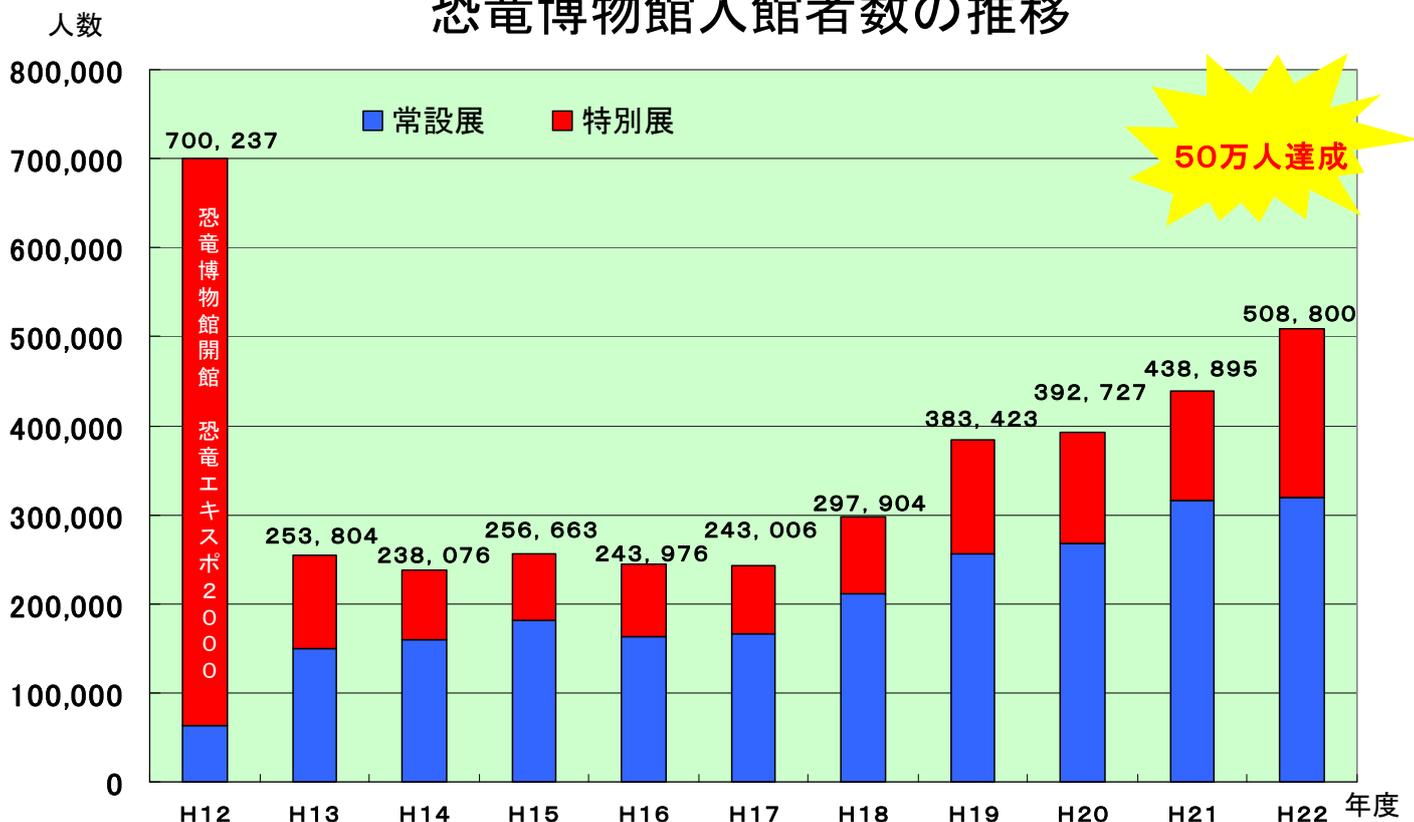
35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

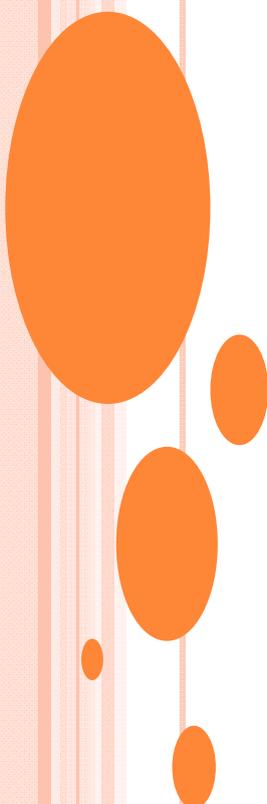
恐竜博物館の開館10周年を契機に、常設展示をリニューアルしたほか、記念の特別展を開催し博物館の魅力向上に努めるとともに、来館者の約8割を占める県外客に「恐竜王国ふくい」をPRするため、出向宣伝や出張展示、全国ネットのテレビ放映等を実現するための集中的なメディアキャンペーンなどを行った結果、平成22年度の恐竜博物館の入館者数は、初めて50万人を超え、50万8,800人となり、また、記念貨幣の発売直後に開催した特別展についても過去最高の18万9千人の入場となった。

さらに、平成22年の観光客入込数が1,063万人と3年連続で1千万人を超えるなど、地域活性化にも寄与しているものと思われる。

恐竜博物館入館者数の推移



4. 愛知県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

			
表面	裏面	表面	裏面
<p>表面は、名古屋城天守閣の金鯰(雌)と愛知県の県花であるカキツバタを渥美半島(恋路ヶ浜)とともに図案化。</p> <p>裏面は、日本の四季の代表的な自然美である「雪」「月」「花」をイメージ。(各都道府県共通)</p>		<p>愛知県庁本庁舎と愛知県の県花であるカキツバタを図案化。</p> <p>裏面は、古銭のイメージ図の中央部に「地方自治」の4文字を配置。(各都道府県共通)</p>	

【図柄のコンセプト】

県民の皆様から提案をいただいたモチーフ(題材)を基に、有識者、関係者等で構成するアドバイザー会議において得られた助言を踏まえ、国へ提案。

造幣局主催のデザイン検討会の意見等を踏まえ、最終的な図柄が決定。

○名古屋城天守閣の金鯰

名古屋城は、西暦1610年に築城が開始され、天守閣に金鯰(雌雄一対)が飾られた。昭和20年に戦災で焼失したが、昭和34年に天守閣とともに金鯰も復元された。

○カキツバタ

アヤメ科の多年草。小堤西池のカキツバタ群落(愛知県刈谷市)は、日本三大カキツバタ自生地のひとつと言われ、国の天然記念物にも指定されている。

○渥美半島

県の太平洋沿岸に伸びる半島で、半島先端に程近い恋路ヶ浜は約1kmの美しい砂浜。また、太平洋側の表浜海岸一帯は、環境省版レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)において「絶滅危惧」の種に掲げられているアカウミガメの産卵地となっている。

○愛知県庁本庁舎

昭和13年に完成。近代的な建築に城郭風の屋根を載せた特異な意匠である「帝冠様式」の代表的建造物。独特の景観などから広く人々に親しまれており、国の登録有形文化財(建造物)にもなっている。

関連する行事の開催等概要

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 本体会議と関連事業

COP本体会議

名古屋国際会議場	
<生物多様性条約第10回締約国会議>	
10/11 ~ 10/15	10/18 ~ 10/29
COP-MOP5 (カルタヘナ議定書会合) ・全体会議 ・作業部会	COP10 (生物多様性条約締約国会議) ・全体会議 ・作業部会
10/27~29 閣僚級会合	
サイドイベント ・遺伝子組換え作物等に関する発表・報告会議	サイドイベント ・里山、干潟、侵略的外来生物、気候変動等に関する発表・報告会議



連携・交流

栄地区(栄オアシス21)

<10/9~10/29>

生物多様性とCOP10を“発信”する場



愛・地球博記念公園

<10/9~10/29>

生物多様性を体感し、“行動”する場



白鳥地区

<10/11~10/29>

生物多様性のために“集う”場



関連する会議・取組

- 国際ユース会議(8/23~8/27)
- 国際子ども会議(10/23~10/24)
- 生物多様性国際自治体会議(10/24~10/26)
- 企業、学術、NGO/NPOの取組

交付金事業概要

1 概要

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催を契機として生物多様性に配慮した地域づくりを推進するため、県民、市町村等の生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促進するとともに、それらの行動を情報発信する取組を展開した。

事業名	主な内容
COP10開催期間中における県民参加イベントの開催	平成22年10月に愛知・名古屋で開催されたCOP10の開催期間にあわせて、市町村を中心とする多様な主体が取組の情報発信等を行う場として、愛・地球博記念公園等において多くの県民が参加・体験できるイベント「地球のいのち・交流ステーション事業」を開催した。
COP10関連事業会場等における愛知県ブースの出展	「国際生物多様性の日・COP10半年前記念行事」(5月、栄地区)及びCOP10開催時の関連事業会場(10月、白鳥地区及び愛・地球博記念公園)に愛知県ブースを出展し、愛知の特色や生物多様性保全の取組を国内外に発信するとともに、生物多様性に対する県民の理解を深めた。

2 事業実施期間

平成22年4月20日から11月30日まで

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

【COP10開催期間中における県民参加イベントの開催】

＜地球のいのち・交流ステーション事業＞

日 時：平成22年10月9日（土）～29日（金）

会 場：愛・地球博記念公園地球市民交流センター（長久手町）

内 容：生物多様性に関連した県内市町村の活動や取組等を通じて、身近な自然や生き物とふれあい楽しみながら、生物多様性について気づき、学び、体験してもらえるプログラムを展開。県内全市町村参加（名古屋市除く56市町村）によるブース出展、ステージ発表等を実施。

○ブース出展（6日間延べ154ブース、53市町村・愛知県環境部）

○ステージ発表（6日間延べ26団体、22市町村・愛知県私立幼稚園連盟）

○ゲストステージ（生物多様性に関するトークショー、コンサートを実施）

○「わたしたちのまちと生物多様性」常設展示（各市町村の生物多様性に関わる取組・活動や地域の特性・魅力（自然・産業・特産品・文化等）などをとりまとめた写真パネルを展示）

来場者：約65,000人



【COP10関連事業会場等における愛知県ブースの出展①】

＜国際生物多様性の日・COP10半年前記念行事＞

日 時：平成22年5月22日（土）・23日（日）

場 所：栄オアシス21（名古屋市東区）

内 容：生物多様性に関する展示やインタープリターによる生物多様性の大切さについて楽しみながら学ぶ体験プログラムを実施

記念貨幣発行事業の効果

【COP10関連事業会場等における愛知県ブースの出展②】

<白鳥地区(生物多様性交流フェア)>

日 時:平成22年10月11日(月)~29日(金)

場 所:熱田神宮公園(名古屋市熱田区)

規 模:大テント(10m×10m)2張

内 容:生物多様性保全や持続可能な利用に関する取組のパネル展示・プレゼンテーション、ワークショップ、生物多様性クッキングデモンストレーション、特産品・地産地消商品等の試食販売など(プレゼンテーション9種58回、ワークショップ6種11回、デモンストレーション8種34回、物販業者11業者)

来場者:22,061人



<愛・地球博記念公園(地球いきものEXPO in モリコロパーク)>

日 時:平成22年10月9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日)・23日(土)・24日(日)

場 所:愛・地球博記念公園大芝生広場(長久手町)

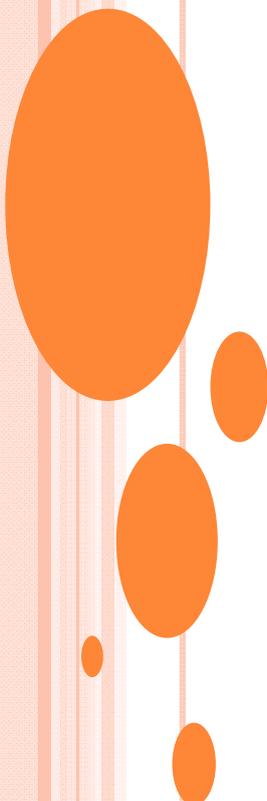
規 模:テント(5.4m×3.6m)3張

内 容:愛知県の豊かな自然や生きものの映像や音声による体験、農業高校生等によるワークショップなど(ワークショップ12種22回)

来場者:11,691人



5. 青森県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】



【図柄のコンセプト】

青森県が全国に誇りうる「安全・安心で良質な食材」、「文化観光」をコンセプトに、その代表格であるりんごとねぶた（ねぶた）、三内丸山遺跡等をテーマとした。

◎「ねぶた」・「ねぶた」と「りんご」（千円銀貨幣）

青森ねぶたと弘前ねぶたを青森県の代表的な農産物であるりんご（ふじ）とともにデザインしている。

ねぶた・ねぶたは、県を代表する文化・観光資源であり、古くから夏祭りとして県内各地で行なわれている。その代表格の青森ねぶたは豪華絢爛な人形型の山車が、弘前ねぶたは色鮮やかな扇形等の山車が市内を練り歩く。

りんごは、青森県を代表する農産物。生産量日本一。主力品種である「ふじ」は平成22年に生誕70周年となる。

◎「三内丸山遺跡と土偶」（五百円貨幣）

三内丸山遺跡に復元された大型掘立柱建物を青森県内で発掘された遮光器土偶（中央）と合掌土偶（手前右）とともにデザインしている。

三内丸山遺跡は、青森市に所在する日本最大級の縄文集落跡。当時の人々の生活を具体的に知ることのできる貴重な遺跡として国の特別史跡に指定されている。

遮光器土偶は、縄文時代晩期の亀ヶ岡石器時代遺跡（つがる市）から出土。その名の由来は目の表情が、極北の民族が雪の反射光を遮るために使用する遮光器（雪メガネ）に似ていることに由来する。昭和32年に国の重要文化財に指定されている（東京国立博物館所蔵）。

合掌土偶は、縄文時代後期の風張1遺跡（八戸市）から出土し、平成21年に国宝に指定されている。

関連する行事の開催等概要

○「青森ねぶた」

「青森ねぶた」は青森県青森市で毎年8月2日～7日に開催される夏祭りである。開催期間には、日本や中国の歴史上の人物や伝説等を題材とした豪華絢爛な人形型の山車が青森市内を練り歩く。また、独特の太鼓や笛の音色による囃子に併せて「青森ねぶた」の踊り手である「跳人」が「ラッセラー」のかけ声の下、乱舞する姿は壮観の一言である。日本3大祭りの1つとして数えられており、昭和55年には国の重要無形民俗文化財に指定されている。



勇壮な「ねぶた」



囃子の様子

○「弘前ねぶた」

「弘前ねぶた」は青森県弘前市で毎年8月1日～7日に開催される夏祭りである。開催期間には、「青森ねぶた」同様、日本や中国の歴史上の人物や伝説等を題材とした色鮮やかな扇形の山車が弘前市内を練り歩く。「青森ねぶた」と同様、昭和55年に国の重要無形民俗文化財に指定されている。



壮麗な「弘前ねぶた」



運行の様子

○「三内丸山遺跡」

三内丸山遺跡は日本最大級の縄文集落跡であり、今から約5500年前～4000年前の縄文時代に長期間にわたって定住生活が営まれていた。発掘調査では、堅穴住居跡、大人の墓、子供の墓、貯蔵穴、捨て場などがみつき、集落全体の様子や当時の自然環境などが具体的にわかった。

また、膨大な量の縄文土器、石器、土偶等が出土したほか、マメ、ゴボウなどの栽培植物が出土し、数多くの発見が縄文文化のイメージを変えた。平成12年には国の特別史跡に指定されている。



三内丸山遺跡



復元された大型掘立柱建物

交付金事業概要

1 概要(実績)

アンテナショップ機能の強化

東京都内にある本県のアンテナショップ「あおもり北彩館」の情報発信の機能強化を図った。

- 店内に設置している「デジタルサイネージシステム」用コンテンツ制作
- 店内に設置している電子POP用のコンテンツ制作
- 県産食材を利用した御当地グルメ、ソフトクリーム等の軽食を提供するイートインコーナーの機能の付加

青森食の魅力キャンペーンの展開

東北新幹線全線開業を契機に、県産品の総合イメージづくりの強力な認知度向上をはかるため、県内及び首都圏における総合的なキャンペーン活動を実施した。

- 青森の食の魅力フェア運営
- 「あおもり食の駅」情報発信
- 食のエリアPR
- 東武百貨店「青森りんご」PR
- ホテルメトロポリタン「青森フェア」の実施
- 青森・鹿児島共同キャンペーンの実施

食産業データベースの充実強化

平成21年度に蓄積した食品製造業者の情報に、生産者情報、加工技術情報、実需者情報など幅広い情報を追加し、食産業連携の要となる情報基盤の充実・強化を図った。

- 青森県「食」産業データベースの再構築【交付金対象】
 - ・生産者情報の収集
 - ・食品加工技術情報の収集
 - ・企業(食品製造業)情報の収集【交付金対象】
 - ・実需者情報の収集

2 事業実施期間

平成22年4月1日～平成23年3月31日

3 交付金額

35,000千円

交付金事業の効果

○ アンテナショップ機能強化事業

青森県の特徴ある食の魅力や自然、文化などの青森県の多種・多様な情報を首都圏の消費者へダイレクトに提供することが可能となり、青森県産品の認知度向上とイメージアップが図られ、来店者が増加した。

また、消費者の反応をその場で知ることができ、産地や業者への迅速な情報のフィードバックにより、青森県産品の競争力強化につながり、地域の振興が図られた。

○ 青森食の魅力キャンペーン展開事業(県内)

地元食材を活かした地域ならではの料理や伝統料理の魅力を県内外に向けて一体的にPRしたことで、効果的な誘客が図られ、東北新幹線全線開業との相乗効果により、県内各地域の振興に繋がった。

また、「食」による地域活性化を目指す新たな動きも見られるようになった。

○ 青森食の魅力キャンペーン展開事業(首都圏)

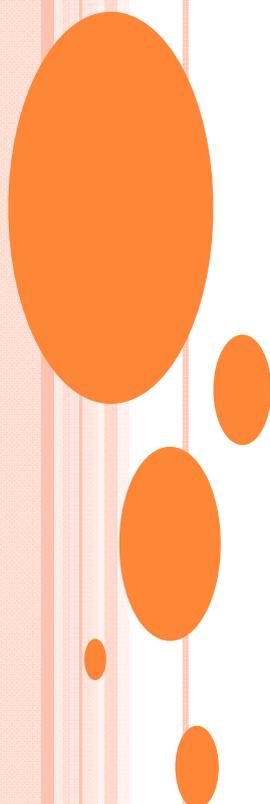
青森県の食や観光の魅力を首都圏の消費者に発信するため、ホテルフェアや鹿児島県との共同キャンペーン等を実施することで、本県の食材や観光資源についての認知度が向上し、総合的なイメージアップが図られた。

また、レストランのシェフやバイヤーに青森県産品のPRを行い、その良さを知ってもらうことで、県産品の販売促進や取引拡大につながった。

○ 食産業データベースの充実強化事業

農林漁業者や食品製造業者、流通販売業者等の情報を集約した農産物データベースが充実した。これらの情報を活用したマッチング活動を展開したことにより、新たな事業者の連携と商品開発の取組が拡大し、本県の優位産業である農林水産業を生かした食産業の充実強化につながった。

6. 佐賀県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

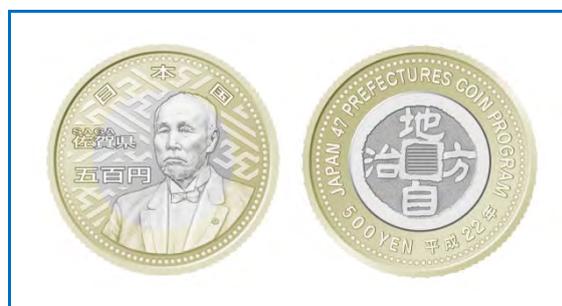
- ◇ 地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇ 記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

① 千円銀貨幣



② 五百円バイカラー・クラッド貨幣



【図柄のコンセプト】

① 千円銀貨幣 『大隈重信と伊万里・有田焼』

佐賀県を代表する人物である大隈重信の肖像と伊万里・有田焼(柿右衛門様式)

◎ 大隈重信(西暦1838年～1922年)

佐賀県出身。幕末、明治・大正期にかけて活躍し、大蔵卿、外務大臣、内閣総理大臣などを歴任。東京専門学校(後の早稲田大学)の創設者としても有名。また、我が国の現在の通貨単位に「円」の採用を建議したとされている。

◎ 伊万里・有田焼

佐賀県を代表する伝統産業であり、国の伝統的工芸品にも指定されている。17世紀初頭に始まり、初代酒井田柿右衛門によって赤絵(上絵付)の技法が始められると、華やかな製品が次々と生み出された。

② 五百円バイカラー・クラッド貨幣 『大隈重信と佐賀錦・鹿島錦』

佐賀県を代表する人物である大隈重信の肖像と佐賀錦・鹿島錦(紗綾型)

◎ 佐賀錦・鹿島錦

佐賀県を代表する手織伝統工芸品のひとつ。文様は伝統的な網代(あじろ)、紗綾(さや)、菱等、多種多様なものがある。当初、「鹿島錦」と呼ばれていたものを、大隈重信の薦めにより「佐賀錦」の名で、ロンドンで開催された日英大博覧会(1910年)に出品。その際、日本手芸の極致との称賛を受け、その名声を遠く海外にまで広げることとなる。

交付金事業概要

「21世紀海外使節団派遣事業」

(目的)

地方自治法施行60周年記念貨幣(佐賀県分)の図柄となった大隈重信侯が活躍した幕末維新期の「遣欧・遣米使節団」を現代に再現し、21世紀の海外使節団として高校生及び大学生を海外に派遣することにより、佐賀県ひいては日本の将来を担う国際的な人材を育成することで県内産業の振興及び地域の活性化を図る。

(事業内容)

(1) 高校生

- ① 派遣先 中国、タイ、ブータン、インド、トルコ、ヨルダン、イスラエル、モロッコ、スペイン、イギリス、ルクセンブルク、フランス、ペルー、アメリカ
- ② 派遣期間 平成23年2月26日～3月27日
- ③ 派遣者数 10名

(2) 大学生

- ① 派遣先 アメリカ
- ② 派遣期間 平成23年3月6日～3月19日
- ③ 派遣者数 19名



記念貨幣発行事業の効果

海外使節団派遣事業に対し、高校生164名、大学生262名からの応募があった。書類及び面接による選考を行い、高校生10名、大学生19名を派遣した。

高校生は、世界各地において、現地企業、国際的機関、世界遺産や博物館・美術館の訪問、現地高校生との交流、海外ボランティア活動現場訪問などを行うことにより、異文化を体感し、国際社会を総合的に理解する能力を養った。

大学生は、アメリカにおいて、起業家、大学、国際的企業などを訪問し、意見交換をすることにより、起業家精神を養った。

また、派遣中及び派遣後にインターネットや新聞等により情報を発信し、多くの県民に興味を持ってもらい、国際化推進の環境づくりにも役立った。

高校生 ブログ(現地から毎日発信)



The screenshot shows a blog post from the '佐賀県海外使節団' (Saga Prefecture Overseas Delegation). The header includes the group name and a tagline: '佐賀県の高校生が、30日間で世界一周〜'. The main content is a group photo of the delegation members. Below the photo is a calendar for February 2011 and a post dated February 24, 2011, titled 'キャプテンスピーチ' (Captain's Speech). The text of the speech discusses the challenges of a world tour and the importance of education and cultural exchange.

大学生 研修レポート

佐賀県海外使節団(大学生) 研修レポート



平成23年4月

V 參考資料

地方分権振興交付金交付要綱

(通則)

第1条 地方分権振興交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣は、地方自治法施行60周年記念貨幣（以下「記念貨幣」という。）の図柄を考案した都道府県に対し、次項に規定する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対する交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の事業とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- (2) その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

(交付金の額)

第4条 都道府県に交付することができる交付金の額は、売却された当該都道府県に係る記念貨幣の枚数に350円を乗じた額を上限とする。

2 前項の枚数は、独立行政法人造幣局において把握するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする都道府県（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当

該交付申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県（以下「事業者」という。）は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者等の自由な創意により変更を認めることが、より効率的な目標達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業の目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9条 事業者は、事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(交付金の支払)

第13条 交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変

更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業者が、事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときには、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、取得価額が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を得なければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金に係る経理)

- 第18条 事業者は、事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（総務大臣の監督）

第19条 総務大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成20年6月23日から施行する。

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金交付申請書

標記について、交付金の交付を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

別紙 1、2、3 を添付してください。

2 交付金交付申請額

交付金交付申請額
(千円)

3 当該都道府県の予算書の当該事業関係部分（写し）を添付してください。

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分		全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容					
	合 計				
	その他経費				
	総 計				
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源				
	総 計				

事業者の氏名
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった平成 年度地方分権振興交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、地方分権振興交付金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 対象の内容については、平成 年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりです。

2 交付申請額

交付金額
(千円)

3 この交付金は、地方分権振興交付金交付要綱第6条に掲げる事項を条件に交付します。

4 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金の交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の交付の申請を取り下げたいので、地方分権振興交付金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 交付の申請を取り下げようとする理由

2 交付決定額

金 額
(千円)

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の事業の内容を変更したいので、地方分権振興交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする事業の内容

別紙2、3を添付してください。

区 分	交 付 金 額
変 更 後	(千円)
変 更 前	(千円)

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、地方分権振興交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 遅延の理由

2 事業の施行の経過

3 事業完了予定日

区 分	事業の完了予定日	備 考
変 更 前		
変 更 後		

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の状況報告書

地方分権振興交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

○ 事業の状況

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け総行合第 号により交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業につき〔完了・廃止〕したので、地方分権振興交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績内容

別紙のとおり

2 交付金額

金 額
(千円)

(添付書類の例)

- ・ 研究会・検討会の開催： 報告書、開催状況、議論の経過が分かる資料
- ・ シンポジウムの開催： 当日の様子がわかる写真、シンポジウムのプログラム、報告書

○ 事業の効果

今後の地方分権及び地域活性化の振興という観点から他の都道府県にとって参考となるよう、本交付金に係る事業がもたらした効果を具体的に記述してください。

別紙

(単位:千円)

区分	全体計画 (事業が完了している場合、実績を記載)	本年度 実績額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	そ の 他 経 費			
	総 計			
財源 の 内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

(注) 契約書 (写し) 及び契約内容の完了を証する書面 (写し)、これらが無いものにあつては支出負担行為決議書 (写し) 及び事業内容の詳細を示す支出項目の一覧表を添付してください。

事業者の名称
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業については、これを確定し、平成 年度地方分権振興交付金の額を下記のとおり決定しましたので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、通知します。

記

確 定 交 付 額

千円

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

地方分権振興交付金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 交付金額（要綱第12条第1項の規定により通知した額） | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

別記様式第10

取得財産等管理台帳（年度）
取得財産等明細表

（単位：千円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

- (注) 1 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 3 財産名の区分は、(イ) 事務用備品、(ロ) 事業用備品、(ハ) 書籍、資料、(ニ) 無体財産権（工業所有権等）、(ホ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
- 5 取得年月日は検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分承認申請書

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分の承認を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由